

経税部
だより

2016年度「税制改正大綱」は格差拡大の税制改正!! ②

税理士 佐飛 淳一

前号「確定申告特集」(2月15日)につき、消費税増税の問題点を中心に16年度「税制改正大綱」の内容をみていく。

庶民いじめの消費税増税(つづき)

2. 消費税率20%への基盤づくりとインボイス制の導入

政府・財界はヨーロッパ並みの消費税率を目標としている。消費税率を15%へ、さらに20%へと引き上げるには、国民の大きな反発が予想される。単一税率での増税は不可能である。政府・財界にとっては、世論対策、業界対策、さらに選挙対策として、複数税率制の導入が不可欠である。この商品、このサービスを低税率とするか、国民世論の分断と対立を避け、消費税増税を目指すものと考えられ

る。この商品、このサービスを低税率とするか、国民世論の分断と対立を避け、消費税増税を目指すものと考えられる。①適格請求書等保存方式「軽減税率制」の導入によって、消費税率は、区分取引を集計しなければならぬからである。税率ごとに伝票を作成し、同一税率の伝票を積み上げて計算する伝票方式の方が複数税率に適している。「インボイス」という伝票にもついて税額計算を行うのが「インボイス制」である。「大綱」は21年4月より、日本版「インボイス制」である「適格請求書等保存方式」の導入を決定した。消費税の仕入れに係る税額は「適格請求書」にもついて計算することとなる。

8%と10%の複数税率となる。

消費税は事業者が申告、納税する税金であり、消費者が負担する税金である。消費税の納税額は、「売上に係る消費税額」から「仕入に係る消費税額」を控除することで計算する。仕入税額控除方式である。現行法は、消費税額は帳簿に基づいて計算を行う「帳簿方式」でもある。複数税率制になると帳簿方式では税額計算は困難になる。8%の取引と10%の取引を区分して記帳し、さらに記帳された区分取引を集計しなければ

資料6 「適格請求書」

請求書

〇〇御中

11月分 20,000円 (本体)
消費税 1,800円

11/1 食料品 5,000円
消費税 400円 (8%)

11/8 雑貨 5,000円
消費税 500円 (10%)

合計 20,000円 + 消費税1,800円

(10%対象 10,000円 消費税 1,000円)
(8%対象 10,000円 消費税 800円)

△△(株) 登録番号 ×××-×××

出典:「週刊 税務通信」No3387

資料7 「軽減税率」導入による事業者の経理方式の変更

	2017年 4月~	18年 4月~	21年 4月~	~27年 3月31日
本則課税 課税売上 5000万円超	現行制度を 採用した 簡易方式 みなし課税		インボイス	
簡易課税 課税売上 5000万円以下	簡易方式 みなし課税			
納税免除 課税売上 1000万円以下		納税免除	仕入れ税額控除 の経過措置	

出典:「全国商工新聞」2016年1月18日

登録すると「登録番号」が決まられ「適格請求書発行事業者」となる。「適格請求書」には、事業者名、登録番号、取引年月日、取引内容、税率の区分、区分ごとの消費税額などを記載することとなる(資料6)。帳簿(資料6)の対照となる。③「罰則」の対象となる。基準期間の課税売上高が1000万円以下の零細な事業者は、消費税の申告・納税が免除される。免税事業者制度である。免税事業者は登録は不要となり、適格請求書を発行することはできない。免税事業者からの仕入は適格請求書が無い為、消費税の仕入税額控除が出来ない。当然、得意先は免税事業者との取引を中止し、登録事業者と取引することになる。④簡易課税制度は廃止? インボイス制により、適格請求書に基づいて消費税額の計算を行うようになれば、簡易課税制度は不要となる(資料7)。

「大綱」は、「企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えていく」が、「大企業の設備投資は伸び悩み」、「労働分配率は低下している」と現状分析をしている。だが、ここから出てくる結論は、利益に対する応分の負担を求め、労働者の賃金を引き上げることではない。法人実効税率を20%台に下げ、「稼ぐ力」のある大企業の負担を軽減することで、経済の好循環へ転換

する結論としている。しかし、いくら大企業に減税しても景気が好転しないことは経済の現実が裏証している。大企業や大資産家を優遇する税制の「ゆがみ」を正す必要がある。経済能力に応じた負担を求める「応能負担原則」こそ、税制の大原則と考える。また、社会保障の充実が安心・安全の国民生活の基本でもある。個人消費がGDPの60%を占める。本来、経済活動は

(終わり)

ばならないからである。税率ごとに伝票を作成し、同一税率の伝票を積み上げて計算する伝票方式の方が複数税率に適している。「インボイス」という伝票にもついて税額計算を行うのが「インボイス制」である。「大綱」は21年4月より、日本版「インボイス制」である「適格請求書等保存方式」の導入を決定した。消費税の仕入れに係る税額は「適格請求書」にもついて計算することとなる。

登録すると「登録番号」が決まられ「適格請求書発行事業者」となる。「適格請求書」には、事業者名、登録番号、取引年月日、取引内容、税率の区分、区分ごとの消費税額などを記載することとなる(資料6)。帳簿(資料6)の対照となる。③「罰則」の対象となる。基準期間の課税売上高が1000万円以下の零細な事業者は、消費税の申告・納税が免除される。免税事業者制度である。免税事業者は登録は不要となり、適格請求書を発行することはできない。免税事業者からの仕入は適格請求書が無い為、消費税の仕入税額控除が出来ない。当然、得意先は免税事業者との取引を中止し、登録事業者と取引することになる。④簡易課税制度は廃止? インボイス制により、適格請求書に基づいて消費税額の計算を行うようになれば、簡易課税制度は不要となる(資料7)。

「大綱」は、「企業の内部留保は350兆円を超え、手元資金も増えていく」が、「大企業の設備投資は伸び悩み」、「労働分配率は低下している」と現状分析をしている。だが、ここから出てくる結論は、利益に対する応分の負担を求め、労働者の賃金を引き上げることではない。法人実効税率を20%台に下げ、「稼ぐ力」のある大企業の負担を軽減することで、経済の好循環へ転換

する結論としている。しかし、いくら大企業に減税しても景気が好転しないことは経済の現実が裏証している。大企業や大資産家を優遇する税制の「ゆがみ」を正す必要がある。経済能力に応じた負担を求める「応能負担原則」こそ、税制の大原則と考える。また、社会保障の充実が安心・安全の国民生活の基本でもある。個人消費がGDPの60%を占める。本来、経済活動は

(終わり)

その他の改正項目

「応能負担原則」の税制改革を

- ①自動車取得税の廃止と自動車税の環境性能制を創設。
- ②企業版「ふるさと納税」の創設。
- ③ク
- ④自主服業推進創設などがある。

中小事業者の事務負担軽減の為に設けられた制度である。「みなし仕入率」によって仕入税額を計算する制度であり、適格請求書等保存方式が導入されれば、簡易課税制度は不要となる。③「罰則」の対象となる。基準期間の課税売上高が1000万円以下の零細な事業者は、消費税の申告・納税が免除される。免税事業者制度である。免税事業者は登録は不要となり、適格請求書を発行することはできない。免税事業者からの仕入は適格請求書が無い為、消費税の仕入税額控除が出来ない。当然、得意先は免税事業者との取引を中止し、登録事業者と取引することになる。④簡易課税制度は廃止? インボイス制により、適格請求書に基づいて消費税額の計算を行うようになれば、簡易課税制度は不要となる(資料7)。